# **第１９回　四国高等学校少林寺拳法選手権大会　実施要項**

**主　　　催**四国高等学校体育連盟・香川県教育委員会

**後　　　援**(公財)香川県スポーツ協会・丸亀市教育委員会・(公財)香川県スポーツ協会・

(一財)少林寺拳法連盟

**主　　　管**香川県高等学校体育連盟・香川県少林寺拳法連盟

**１　期　　日**令和６年６月１５日（土）・１６日（日）

（１）開会式 ６月１５日（土）１３：００

（２）競　技 予選 ６月１５日（土）１３：３０

決勝 ６月１６日（日）　９：３０

（３）閉会式 ６月１６日（日）１５：００

**２　会　　場**　　香川県藤井高等学校

　　　　　　　　 香川県丸亀市新浜町１丁目３−１　　ＴＥＬ０８７７－２２－２３２８

**３　競技種目**　　組演武、規定組演武、単独演武、規定単独演武、団体演武

**４　競技規定**全国高等学校少林寺拳法大会規則ならびに（一財）少林寺拳法連盟の定める競技規則および審判規則に基づき行う。

**５　競技方法**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 男　子　の　部 | | | 女　子　の　部 | | | 演武時間 |
| 種　　目 | 人数 | 構成 | 種　　目 | 人数 | 構成 |
| 組演武 | ２名 | 競技Ⅰ | 組演武 | ２名 | 競技Ⅰ | １分３０秒～２分００秒 |
| 競技Ⅱ | 競技Ⅱ | 時間制限なし |
| 規定組演武 | ２名 | 規定 | 規定組演武 | ２名 | 規定 | １分３０秒～２分００秒 |
| 単独演武 | １名 | 自由 | 単独演武 | １名 | 自由 | １分００秒～１分３０秒 |
| 規定単独演武 | １名 | 規定 | 規定単独演武 | １名 | 規定 |
| 団体演武 | ６名 | 規則 | 団体演武 | ６名 | 規則 | １分３０秒～２分００秒 |

（１）選手は６構成からなる演武を定められた時間内に行い、審判規定による得点で優劣を競う。

（２）組演武は令和６年度全国大会（夏）に準じて行う。競技Ⅰは、全国大会における予選競技Ⅰ（自由組演武）であり、競技Ⅱは予選競技Ⅱ（規定組演武）のことである。競技Ⅱでは少林寺拳法公認のボディプロテクター（二重構造の胴）、ヘッドガード、拳サポーター、ファールカップ（二重構造のもの：男子のみ）を着用して行うものとする。  
 大会規則第１３条の規定により、初日に予選を実施する場合は、競技Ⅰ、競技Ⅱの合計点上位８組が決勝に進出する。決勝では競技Ⅰにより順位を決定する。初日に予選を行わない場合は、２日目の決勝で競技Ⅰ、競技Ⅱを行い、その合計点により順位を決定する。

（３）規定組演武の構成は、令和６年度全国大会（夏）の予選競技Ⅱに準ずる。但し、ボディプロテクター、ヘッドガード、拳サポーター、ファールカップは着用しないものとする。

　　　　１ 燕返　連反攻　　　　２ 蹴天三　連反攻　　３ 上受突　連反攻

　　　　４ 横転身蹴　連反攻　　５ 払受蹴　連反攻　　６ 外受突　連反攻

（４）規定単独演武の構成は、令和５年度全国選抜大会（春）に準ずる。

１ 突天一　　　　　　　２ 龍王拳第一系 　 　　３ 天地拳第三系

　　　　４ 切抜（外）　　 　　５ 天地拳第二系　 　 ６ 両手寄抜

（５）規定組演武と規定単独演武の参加については、段外者に限る。

（６）団体演武は、(一財)少林寺拳法連盟の定める競技規則により１・６構成目については単独演武、２～５構成目について組演武にて行うものとする。

**６　参加資格** （１）選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校（中等教育学校後期課程を含む）に在籍する生徒であること。但し、休学中、留学中の生徒を除く。

（２）選手は、各県高等学校体育連盟に加盟している学校の生徒で、当該競技専門部に登録し、当該競技実施要項により、四国選手権大会参加の資格を得たものに限る。

（３）ア　令和６年度の全国高等学校少林寺拳法連盟に登録された学校及び選手であること。

イ　選手の在籍する学校が全国高等学校少林寺拳法連盟に加盟していない場合には、令和６年度の(一財)少林寺拳法連盟に登録された選手の参加を認める。但し、組演武及び団体演武の編成は同一校の生徒とする。

（４）年齢は、平成１７（２００５）年４月２日以降に生まれたものとする。但し、出場は同一競技３回までとし、同一学年での出場は１回限りとする。

（５）チームの編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。

（６）統廃合の対象となる学校については、当該校を含む合同チームによる大会参加を認める。（統廃合完了前の２年間に限る）

（７）転校後６ヶ月未満のものは参加を認めない。（外国人留学生もこれに準じる。）但し、一家転住などやむを得ない場合は、各県高等学校体育連盟会長の許可があれば、この限りでない。

（８）出場する選手は、あらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長及び所属する高等学校体育連盟会長の承認を必要とする。

（９）参加資格の特例

ア　前記（１）（２）に定める生徒以外で、当該競技実施要項により大会参加資格を満たすと判断され、各県高等学校体育連盟が推薦した生徒について、別途に定める規定に従い大会参加を認める。

イ　前記（４）の但し書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技３回までとする。

【大会参加資格の別途に定める規定】

１　学校教育法第72条、115条、124条及び134条の学校に在籍し、各県高等学校体育連盟の大会に参加を認められた生徒であること。

２　以下の条件を具備すること。

（１）大会参加資格を認める条件

ア　四国高等学校体育連盟の目的を理解し、尊重すること。

イ　参加を希望する特別支援学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校にあっては、学齢、修学年限ともに高等学校と一致していること。また、広域通信制連携校の生徒による混成は認めない。

ウ　各学校にあっては、各県高等学校体育連盟の予選会から出場が認められ、四国選手権大会への出場条件が満たされていること。

エ　各学校にあっては、部活動が教育活動の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われており、活動時間等が高等学校に比べて著しく均衡を失しておらず、運営が適切であること。

（２）大会参加に際し守るべき条件

ア　四国高等学校選手権大会開催基準要項を遵守し、競技種目別大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

イ　大会参加に際しては、責任ある学校の職員が引率するとともに、万一の事故の発生に備えて傷害保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。

ウ　大会開催に要する経費については、応分の負担をすること。

エ　選手の服装・身嗜み・頭髪等については、少林寺拳法競技規則取扱規則　第3章　第5条　細則　服装規定を厳守すること。

**７　引率・監督**　（１）引率責任者は、校長の認める当該校の職員とする。個人・組の場合は校長の認める学校の職員とする。また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」（学校教育法施行規則第７８条の２に示された者）も可とする。但し、当該県高体連会長に事前に届けること。

（２）監督・コーチ等は校長の認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入することを条件とする。

（３）但し、上記（１）（２）について各県における規定が定められ、引率・監督者がこの基準より限定された範囲内であれば、その規定に従うことを原則とする。

**８　参加制限**　　（１）各県高等学校体育連盟は、予選会または推薦により各県上位６組（団体演武は３組）を選出する。

（２）３人掛けの組演武および男女の混合は認めない。

（３）参加種目は１人１種目とするが、団体演武との重複のみ認める。

（４）団体演武のみ補欠は２名まで可とする。

**９　参加申込**（１）申込方法

参加校は所定の申込書を２部作成し、１部は（２）へ直接、他は各県専門委員長へ送付する。各専門委員長は取りまとめて所属高体連事務局へ送付する。

（２）申込先

〒７６４－００１５

香川県仲多度郡多度津町西浜１２－４４

RITA学園高等学校　　藤原　彰将　宛

TEL（０８７７）３２－３０００ FAX（０８７７）３２－３２３６

E-mail　 fujiwara@rita.ed.jp

※　緊急の場合は、事前にＦＡＸまたはメールでも仮の申し込みを受け付けるが、必ず正式な参加申込書を送付のこと。

（３）申込期日 ：令和６年６月７日（金）必着

（４）参加申込み後の棄権

申込み後の参加取り消しは、直ちに開催県専門委員長に報告し、理由書を校長より所属高体連会長宛に提出すること。なお、納入した参加料の払い戻しはしない。

※　大会参加に際して提供される個人情報は、本大会活動に利用するものとし、これ以外の目的に利用することはありません。

**10　参加料**（１）団体演武１チームにつき　１５，０００円

（２）組演武・単独演武　１名につき　１，６００円

（３）参加料は、６月７日(金)までに、下記の金融機関に振込む。ただし、振込手数料は、参加校負担とする。

口座名義　香川県高体連少林寺拳法専門部

|  |  |
| --- | --- |
| ゆうちょ口座から | 他金融機関からの振込口座 |
| 記号　１６３９０ | 店番　６３８　　普通預金 |
| 番号　１７７５８７６１ | 口座　１７７５８７６ |

**11　表　　彰** 各種目とも３位までを表彰する。総合（学校対抗）得点は、種目ごとに以下の得点を与える。

　　　　　　　１位…10点、２位…７点、３位…５点、４位…３点、５位…２点、

６位…１点

　　　　　　　総合点が同点の場合は、次の①、②、③、④、⑤の順に順位を決する。

　　　　　　　①１位の種目数が多い方を上位とする。

　　　　　　　②２位の種目数が多い方を上位とする。

　　　　　　　③３位の種目数が多い方を上位とする。

　　　　　　　④団体演武の上位の学校を上位とする。（対象は各校１チーム）

　　　　　　　⑤出場人数の多い方を上位とする。

**12　宿　　泊**　（１）選手、監督及び大会役員の宿舎は、開催県の専門部が準備し配宿する。

（２）宿泊料は、原則として１泊２食 ９,８００円(税・サービス料込)とする。但し開催県及び市町の特別な事情があり、上記金額での宿泊が困難な場合は、１泊２食１０,９００円(税・サービス料込)までの増額を認める場合がある。弁当を申し込んだ場合は、弁当料金８００円（税込）を別途支払う。

（３）宿泊申込　所定の用紙に必要事項を記入し、参加申込と同時に申し込むこと。

**13　諸会議**（１）引率責任者会議　　 　６月１５日（土）１０：３０～１１：００

引率責任者（校長が認める当該校の職員）は、必ず出席すること。

（２）四国高体連専門部会議 ６月１５日（土）１１：００～１１：３０

（３）審判会議 　６月１５日（土）１１：３０～１２：００

**14　連絡事項**（１）競技中の傷害などの応急処置は主催者側で行うが、それ以後の責任は負わない。

（２）引率責任者は、選手の全ての行動に対して責任を負うものとする。

**15　留意事項**（１）全国高等学校総合体育大会少林寺拳法競技に出場の選手は、必ず出場すること。

（２）選手は校名の入ったＢ５またはＡ４サイズのゼッケンを付けること。

（３）少林寺拳法競技規則 取扱細則 第３章 第５条に則った服装を着用すること。

　　　服装規定違反が認められる競技者については出場を認めない。

（４）本要項に定めのない事項については、大会規則および別に定める申し合わせ事項によるものとする。不明な点は各県高体連少林寺拳法専門部の専門委員長に確認すること。